第１回小布施町障がい福祉計画等策定懇話会	
Ｒ８．８．４	資料　１

懇話会運営に関する確認事項

１　懇話会の時間

・懇話会は、原則として平日の日中に開催します
・１回の懇話会に要する時間は、90 分を限度とします

2　懇話会時の発言

・懇話会には聴覚障がい者（当事者）が委員として参加するため、手話通訳を配置します
・発言は、名前を言ってから行うようにしてください。また、前の人が発言し終えたら行うようにし、発言が被ることのないよう注意してください

3　懇話会資料の事前送付

・懇話会資料は事前に送付しますので、確認の上、懇話会に臨んでください

4　懇話会及び懇話会資料の公開

・懇話会及び懇話会資料は、原則として公開します
・個人での撮影及び録音をお控えください

5　懇話会録

・懇話会録は、次回の懇話会までに事務局が要約版を作成し、会長の許可を得たうえで、公開することとします
・懇話会録は、事前送付資料とともに前回のものを送付することとします

6　協議

・懇話会の運営について必要な事項が生じた場合は、その都度懇話会で協議して決定することとします